

毒物及び劇物取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 3月30日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第29号

毒物及び劇物取締法施行細則の一部を改正する規則

毒物及び劇物取締法施行細則（昭和39年香川県規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(特定毒物使用者変更届)</p> <p>第17条 特定毒物使用者は、特定毒物使用者指定申請書の記載事項（<u>法人の代表者の氏名を除く。</u>）に変更があったときは、特定毒物使用者変更届（第12号様式）に使用者指定証及び当該変更の事実を証する書類を添えて知事に提出しなければならない。この場合において、使用者指定証の記載事項に変更のないときは、その添付を要しない。</p> <p>2 略</p> <p>(書類の経由等)</p> <p>第24条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、毒物又は劇物の販売業及び<u>法第22条第1項に規定する者</u>に係る書類については、申請又は届出に係る店舗又は事業場の所在地を所管する保健所長に提出しなければならない。</p>	<p>(特定毒物使用者変更届)</p> <p>第17条 特定毒物使用者は、特定毒物使用者指定申請書<u>及びその添付書類の</u>記載事項に変更があったときは、特定毒物使用者変更届（第12号様式）に使用者指定証及び当該変更の事実を証する書類を添えて知事に提出しなければならない。この場合において、使用者指定証の記載事項に変更のないときは、その添付を要しない。</p> <p>2 略</p> <p>(書類の経由等)</p> <p>第24条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、毒物又は劇物の販売業及び<u>業務上毒物又は劇物を取り扱う者の氏名等の届出</u>に係る書類については、申請又は届出に係る店舗又は事業場の所在地を所管する保健所長（<u>その所在地が高松市の区域にある場合は、香川県東讃保健所長</u>）に提出しなければならない。</p>

第11号様式（第15条関係）

（日本工業規格A列4番）

特定毒物使用者指定証

住 所 法人等の団体にあつては、
主たる事務所の所在地

氏 名 法人等の団体にあつては、
名称

保管責任者氏名

毒物及び劇物取締法施行令第11条第1号（第16条第1号、第22条第1号、第28条第1号口）の規定によるモノフルオール酢酸の塩類を含有する製剤（ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイトを含有する製剤、モノフルオール酢酸アミドを含有する製剤、^{リン}酸化アルミニウムとその分解促進剤とを含有する製剤）の使用者として指定したことを証明する。

年 月 日

香川県知事



第11号様式（第15条関係）

（日本工業規格A列4番）

特定毒物使用者指定証

住 所 法人等の団体にあつては、
主たる事務所の所在地

氏 名 法人等の団体にあつては、
名称及び代表者の氏名

保管責任者氏名

毒物及び劇物取締法施行令第11条第1号（第16条第1号、第22条第1号、第28条第1号口）の規定によるモノフルオール酢酸の塩類を含有する製剤（ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイトを含有する製剤、モノフルオール酢酸アミドを含有する製剤、^{リン}酸化アルミニウムとその分解促進剤とを含有する製剤）の使用者として指定したことを証明する。

年 月 日

香川県知事



附 則

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行前に改正前の毒物及び劇物取締法施行細則の規定により交付された特定毒物使用者指定証は、改正後の毒物及び劇物取締法施行細則の規定により交付された特定毒物使用者指定証とみなす。